

# U18 カテゴリー登録・移籍運用細則

## 第1章 登録

---

### 第1条 (目的)

1-1 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程に基づき、U18 カテゴリーにおける運用に関して必要な事項を定める。

### 第2条 (対象チーム)

2-1 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程第63条①(2)に定める、加盟種別がU18（以下、「U18カテゴリー」という）のチームとし、チーム区分の定義は以下のとおりとする。

- (1) 高校 高等学校単位で構成されたチーム（高体連加盟チーム）
- (2) 高専 高等専門学校単位で構成されたチーム（全国高等専門学校連合会に加盟する学校のチーム）
- (3) B ユース Bリーグ U18 チームの定義に基づいた構成等で、JBA が加盟を承認したチーム
- (4) クラブ 別途定める「U18/U15 カテゴリーにおけるクラブチームの登録に関するレギュレーション」に基づいた構成のチーム

### 第3条 (対象競技者)

- 3-1 この細則の対象となる競技者は、当該登録年度において U18 カテゴリーのチームに登録が認められた競技者とする。
- 3-2 「高校」においては、全日制課程に在学中であれば過年齢の者の登録も認めるが、大会参加の可否は大会要項の定めによるものとする。
- 3-3 「高校」においては、定時制または通信制課程に在学中であれば過年齢の者の登録も認めるが、大会参加の可否は大会要項の定めによるものとする。
- 3-4 「高専」においては、在学中であれば過年齢の者の登録も認めるが、大会参加の可否は大会要項の定めによるものとする。
- 3-5 「B ユース」においては、当該登録年度の4月1日時点で12歳以上18歳未満であること。
- 3-6 「クラブ」においては、当該登録年度の4月1日時点で12歳以上18歳未満であること。

### 第4条 (登録の有効期間)

- 4-1 登録の有効期間は、JBA 基本規程第107条のとおり、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
- 4-2 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。

### 第5条 (競技者登録の条件)

- 5-1 U18 カテゴリーのチームの競技者登録に関する条件は以下のとおりとする。
  - (1) 「高校」チームの競技者は、単一の高等学校に所属している生徒であること。
  - (2) 「高専」チームの競技者は、単一の高等専門学校に所属している学生であること。
  - (3) 「B ユース」および「クラブ」チームの競技者の内、当該登録年度の4月1日時点で15歳未満の競技者は、1チームの上限を2人とする。

## 第6条 (外国籍選手)

- 6-1 外国籍選手とは、JBA 基本規程第 99 条に定める、日本国籍を持たない選手をいう。
- 6-2 各チームにおいて登録できる外国籍選手の人数は制限しないが、大会エントリー及びゲームに出場できる人数については別途大会要項に規定する。

## 第7条 (見做し日本人選手)

- 7-1 見做し日本人選手は、JBA 基本規程第 99 条に定めるとおり、以下の者とする。
- (1) 日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者（日本国籍を持たない選手のうち、平成 15 年 4 月 1 日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む）
  - (2) JBA 基本規程第 63 条に規定する U15 の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校を卒業し、かつ日本の中学校に在学する者
  - (3) 「見做し日本人の認定等に関する運用細則」により認定された者

## 第8条 (若年層選手の国際移籍手続き)

- 8-1 若年層選手の国際移籍手続きについては、JBA 基本規程第 110 条に定めるとおり、FIBA 内規（Book3、第 2 章 競技者の国際移籍）に基づき、若年層（当該年度開始日（4 月 1 日）において 18 歳未満）の外国籍選手が所属する加盟チームは、本協会が別に定める「若年層（18 歳未満）外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則」により、当該選手を FIBA および本協会に登録しなければならない。

## 第2章 移籍

---

### 第9条 (移籍に関する規定)

- 9-1 移籍に関する規定は、「JBA 基本規程 第 5 章 登録及び移籍 第 3 節 移籍」によるものとする。
- 9-2 JBA 基本規程第 113 条③に基づき、当該連盟等の規定を尊重するものとし、高体連加盟チームにおいては、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に定めるものとする。

## 第3章 大会要項に定める事項

---

### 第10条 (外国籍選手の大会エントリーと出場)

- 10-1 「国内競技会の開催手続きに関する運用細則」において「公式競技会 A」に区分される競技会の内、10-2 に定める競技会における外国籍選手の大会エントリーと出場については、次のとおり定める。
- (1) 大会エントリーは 2 名以内とする。
  - (2) コート上に同時に 1 名まで出場できることとする。
- 10-2 10-1 に定める「公式競技会 A」に区分される競技会は、以下(1)～(5)の競技会とする。ただし、以下(1)～(5)の競技会における都道府県予選競技会等においても、同様に適用されるものとする。
- (1) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボール競技大会（インターハイ）
  - (2) 全国高等学校バスケットボール選手権大会（ウインターカップ）
  - (3) ブロック高等学校バスケットボール選手権大会
  - (4) ブロック高等学校バスケットボール新人大会および全九州高等学校バスケットボール春季大会
  - (5) その他、JBA が定める競技会
- 10-3 10-2 に定めのない「公式競技会 A」に区分される競技会においては、大会要項に定める参加資格に基づいて出場するものとする。

## 第 11 条（大会要項に定める項目）

11-1 主催者は、以下の各項目について、別途各主催大会の要項に定めるものとする。

- (1) 大会出場回数の制限
- (2) U15 カテゴリーに登録している競技者の大会エントリー
- (3) U18 カテゴリーに登録している 15 歳以下の競技者の大会エントリー
- (4) 合同チームに関する規定
- (5) 混成チームに関する規定
- (6) 外国籍選手の大会エントリーと出場

（雑則） 本細則の改廃は、U18 カテゴリー部会を経てアンダーカテゴリー部会長が行う。

（附則） 本細則は、2021 年 4 月 1 日より施行する。